

会議結果報告書

		平成27年9月29日
会議の名称	第5回滞納ZEROプロジェクト会議	
日時	平成27年9月29日(火) 午前9時30分～午前10時30分	
場所	市役所 4階 第1委員会室	
出席者職氏名	<p>【チームリーダー等】(※進行者)</p> <p>収税課長: 芦野課長 ※リーダー: 市ノ瀬主幹</p> <p>【収税課】 間船主事</p> <p>【高齢者ふれあい課】 増田主査、平床主任</p> <p>【福祉課】 飯田主任</p> <p>【子育て支援課】 一杉主査</p> <p>【建築課】 成田主幹</p> <p>【上下水道総務課】 谷岡主査</p> <p style="text-align: right;">(計 9人)</p>	
議題	<p>1. 第4回の課題について</p> <p>2. 今後の進め方について</p> <p>3. 次回までの課題について</p>	
結果等	<p>1. 第4回の課題について</p> <p>【子育て支援課】※学童保育保護者負担金 課題 : 督促状における教示の有無について、他市に確認。 回答 : 和光市、新座市、富士見市においては教示の掲載を実施している。 ただし、朝霞市と志木市については教示の掲載はなし。この2市は共通のシステムを使っており、次回までに教示不掲載となる原因を解明することとなった。</p> <p>【水道課】※上下水道料金 課題 : 督促状の発送が、納付期限後20日である根拠の提示。 回答 : 特に条例に規定はなし。水道料金については、督促状を出さなくても給水停止の実施が可能なので、特段定めがないものと思われる。20日という日付設定は税金に倣ってのもの。あくまで督促状は周知としての意味合いで行っており、朝霞市においても特に条例に規定はない。</p>	

【建築課】※市営住宅家賃

課題：本人が納付したのか、保証人が納付したのかを明確にする方法について、他市ではどのように区分けしているかの確認。

回答：第3者が納付した場合でも、基本的には主債務者が納付したこととなる(代位納付)。ただし、どうしても第3者が納付したという証明がほしい場合、

①金融期間備え付けの、手書き3枚複写の伝票(赤伝票と呼ばれる支払用紙)の備考欄に支払者の名前を入れる。

②手書き領収書の備考欄に支払者の名前を入れる。

以上の方法がある。よって、納付書発行の際に支払者の氏名を備考欄に入れる等の対策により、納付者の明確化が可能である。

2. 今後の進め方について

・ 保育園入園児童保護者負担金(強制徴収公債権)については、システム改修によって延滞金の導入も可能。しかし、今後の管理や初期費用を考えると非合理的であり、延滞金は導入しないこととなった。

・ 今後、各所管課から収税課へ移管する案件が発生するものと見込まれる。その際、移管案件の判断基準を設定しなくてはならないが、これについては各課内部での話し合いにより決定する方針となった。

・ 今後、統一的な徴収業務を実施するにあたり、明細書などの帳票をある程度統一する必要がある。ただし、システム改修には多大な費用がかかるのでEUCとExcelで対応することとなった。

・ 次回以降は改訂版フローチャート作成→マニュアル作成の流れを進めていくこととなった。また、11月中旬に千葉県へ視察に行くこととなった。

3. 次回までの課題について

①収税課への移管事案の判断基準を各課で考えてくる。

②学童保育保護者負担金の督促状に教示がない理由の解明。

③介護保険料については職員が吏員証を持っていないので、まずは近隣の自治体(朝霞市、和光市、新座市)が滞納処分を執行しているのかどうか確認。執行している場合、何に基づいて、どういった名目で吏員証を発行しているのかも併せて確認。

次 回

日 時 平成27年10月20日(火)13時30分～

場 所 市役所 4階 第3委員会室